

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業競争力強化を実現するための迅速な経営意思決定および経営の透明性確保のための経営チェック機能拡充の両立を図ることを経営の重要課題として認識しております。このような視点に立ち、経営管理組織の整備を行っているほか、経営の透明性確保の観点から、タイムリーディスクロージャーを重視するとともに、継続的なIR活動に努めております。また、企業を取り巻く環境の急速な変化に対応するとともに、各ステークホルダーにとっての企業価値を向上させるべく、リスク管理・コンプライアンスを含めたコーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。なお、以上の基本的な考え方を目指すべく、各事業部門を管掌するものが取締役会メンバーとなることによって迅速な意思決定を行うとともに、各事業部門の業務執行状況および代表取締役の業務執行状況を有効に監督できる体制を敷いている一方、監査役による業務執行状況の監査は充分になされているため、引き続き、当社は監査役設置会社の形態を採用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
コクヨ株式会社	2,151,500	13.68
鷹野準	1,841,500	11.71
堀井朝運	1,487,400	9.46
日本発条株式会社	1,151,500	7.32
みずほ信託銀行株式会社	1,000,000	6.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	538,400	3.42
タカノ株式会社	524,620	3.33
鷹野力	413,600	2.63
CBNY DFA インターナショナルキャップバリュポートフォリオ	305,800	1.94
株式会社八十二銀行	283,900	1.80

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

コーポレートガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
黒田章裕	他の会社の出身者			○		○			○	
天木武彦	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
黒田章裕	同氏は、平成元年より当社の大株主であるコヨ株式会社代表取締役として就任しており、現任しております。なお、当社において業務執行を行った事実はございません。	黒田章裕氏は当社大株主企業の代表取締役であり、独立した立場からの監督という趣旨は十分に満たされない懸念はあるものの、同氏は当社事業における業界環境を理解し、かつ、長年にわたる企業経営を行ってきた経験とノウハウを保有しており、それらの観点から当社の業務執行の妥当性を適切に監督することは可能と考えております。
天木武彦	同氏は、平成18年6月より平成22年6月まで当社の大株主である日本発条株式会社の代表取締役社長に就任し、現在は同社取締役相談役に就任しております。なお、当社において業務執行を行った事実はございません。	天木武彦氏は当社大株主および取引先企業の取締役相談役であり、独立した立場からの監督という趣旨は十分に満たされない懸念はあるものの、同氏は当社一部事業における業界環境を理解し、かつ、長年にわたる企業経営を行ってきた経験とノウハウを保有しており、それらの観点から当社の業務執行の妥当性を適切に監督することは可能と考えております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

直前事業年度に開催した取締役会は8回であり、取締役黒田氏の出席率は12.5%であり、取締役天木氏の出席率は37.5%であります。直前事業年度に開催した取締役会において、取締役黒田氏および取締役天木氏は主に企業経営管理の見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。なお、社外取締役からの意見により当社の事業方針等の変更が行われた事実はなく、当社において法令または定款に違反する重要な事実その他不当な業務執行が行われた事実はございません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役会は会計監査に関して、会計監査人と年2回の定例的な会合を実施しているほか、主に常勤監査役による随時の会計監査人補助者との意見

交換会を実施しております。会合の具体的な内容は、会計監査計画、会計監査報告事項に関する説明聴取および意見交換を含んでおります。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門の定例的な会合等は行ってないものの、効率的な監査役監査の実施および内部監査部門における有効なフォローアップを実現すべく、監査役は内部監査部門の運営方針、業務実施状況、監査報告を閲覧できるとともに、相互に監査調書等の情報の共有をおこなっております。また、監査役は取締役の同意のもと必要に応じて内部監査部門に調査を依頼することができるものとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
長谷川洋二	弁護士				○				○	
小林治雄	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
長谷川洋二	同氏は、昭和54年に弁護士登録をして以来、主たる職業を弁護士としており、当社において業務執行を行った事実はございません。	弁護士資格を持つ同氏よりの、内部統制の整備及び様々な経営判断にあたっての高度な法律面からのアドバイスを期待して選任しているものであります。同氏は、当社の顧問弁護士として当社から報酬を受け取っている事実はあるものの、当社と委託契約を受けたものとして当社の利益の最大化のために法律面からの客観的な意見を述べていること、同氏に対する報酬は、同氏にとって当社に経済的に依存するほど多額のものではなく、同氏は当社の経営陣からの着しいコントロールを受けうる立場にありません。よって、一定の独立性を備えた社外監査役であると認識しております。
小林治雄	同氏は、平成8年から平成16年まで当社の取引金融機関である株式会社八十二銀行取締役に就任しており、その後、同行の関係会社の代表者を務め、平成18年まで就任しております。なお、当社において業務執行を行った事実はございません。	金融機関における深い実務経験に基づく、金融リスク、信用リスク等を含めた経営判断における適切なアドバイスを期待し、同氏を選任しているものであります。同氏は、過去(平成16年6月まで)当社の主要取引金融機関の業務執行取締役に就任しておりましたが、同業務執行取締役退任後現在まで、一定の期間を経過しており、主要取引金融機関からのコントロールを受ける立場にないとともに、それらコントロールを受けた行動がとられた事実はありません。同氏は、金融機関における経営を行ってきた経験とノウハウを保有しており、それらの観点から当社の業務執行の妥当性を適切に監督することは可能であると判断しております。よって、独立性を備えた社外監査役であると認識しております。また、以上に加え、当社は現時点主要取引金融機関からの借入金は僅かであり、現預金から借入金を差し引いた場合、実質的に無借金の状態にあることから、当社と主要取引金融機関の間に特別な関係はなく、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指名しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

直前事業年度に開催した取締役会は8回であり、監査役長谷川氏の出席率は62.5%、監査役小林氏の出席率は100.0%であります。また直前事業年度に開催した監査役会は12回であり、監査役長谷川氏の出席率は83.3%、監査役小林氏の出席率は100.0%であります。なお、社外監査役からの意見により当社の事業方針等の変更が行われた事実はなく、当社において法令または定款に違反する重要な事実その他不当な業務執行が行われた事実はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション等のインセンティブ制度は、企業価値向上に対する意識の向上は見込めるものの、反面、既存株主の株式価値の希薄化が生ずる可能性を持っております。そのため、当社においてはストックオプション制度の導入は検討は行っているものの実施をしておりません。また、業績連動型報酬制度につきましても、そのメリットおよびデメリットに関して検討を行っているものの、実施をしておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 更新	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書および事業報告において取締役の年間報酬総額を社内取締役、社外取締役に分けて開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する特別の担当セクション、担当者は設置しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

・現状の体制の概要

当社は取締役会を設置しており、取締役会は法令または定款に定める事項のほか、取締役会規則に定める経営上の業務執行の基本事項について意思決定を行っております。また、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、2名選任している社外取締役およびその他の各取締役がそれぞれ他の業務執行取締役の職務執行を監督しております。

当社は、迅速かつ効率的な業務執行を目的に、常勤取締役および常勤監査役で構成される経営会議を設置しております。直前事業年度においては定例の経営会議を21回開催しているほか、必要に応じて随時臨時経営会議を開催しております。

また、リスク管理を目的とし、常勤取締役、常勤監査役、内部監査部門で構成されるリスク管理委員会を設置しており、当該委員会の事務局は取締役会、経営会議と同じ部署が担当しております。

監査役が行う監査の基準は日本監査役協会制定の「監査役監査基準」に準拠して行っております。

監査役の補助を行う専任部署、専任スタッフは設置していないものの、監査役より要請ある場合は監査役を補助すべき必要な人員を配置することとしております。

他の部門から独立した立場で組織内部管理の体制の適正性及び業務の効率性評価を行うとともに、管理体制及び業務の改善をはかる目的をもった内部監査室を設置しており、監査役は効率的な監査役監査の実施を行うため、内部監査室の運営方針、業務実施状況、監査報告を閲覧できるとともに、相互に監査調査等の情報の共有を行っております。また、監査役は取締役の同意のもと必要に応じて内部監査部門に調査を依頼することができるものとしております。

現在、社外監査役として選任している長谷川洋二氏は、当社の顧問弁護士として当社から報酬を受け取っている事実はあるものの、当社と委託契約を受けたものとして当社の利益の最大化のために法律面からの客観的な意見を述べていること、同氏に対する報酬は、同氏にとって当社に経済的に依存するほど多額のものではなく、同氏は当社の経営陣からの著しいコントロールを受けうる立場にありません。よって、一定の独立性を備えた社外監査役であると認識しております。

また、現在、社外監査役として選任している小林治雄氏は、過去(平成16年6月まで)当社の主要取引金融機関の業務執行取締役に就任しておりましたが、同業務執行取締役退任後現在まで、一定の期間を経過しており、主要取引金融機関からのコントロールを受ける立場にないとともに、それらコントロールを受けた行動がとられた事実はありません。同氏は、金融機関における経営を行ってきた経験とノウハウを保有しており、それらの観点から当社の業務執行の妥当性を適切に監督することは可能であると判断しております。よって、独立性を備えた社外監査役であると認識しております。

なお、当社常勤監査役の戸枝茂夫氏は、当社の経理部に昭和60年9月から平成15年6月まで在籍し、通算18年にわたり決算手続ならびに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査においては、有限責任監査法人トーマツに所属する公認会計士を会計監査人として設置しております。直近事業年度における監査業務を執行した公認会計士は五十幡理一郎、小松聡であり、それぞれの継続監査年数はそれぞれ1年であります。なお、会計監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、会計士補等4名であります。

・現状の体制を採用している理由

当社では、上記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1.基本的な考え方」に記載のとおり、企業競争力強化を実現するための迅速な経営意思決定および経営の透明性確保のための経営チェック機能の両立を図ることを重要課題として認識しております。

そのため、上記のとおり、社外監査役2名による独立的な監査を含め、監査役による監査の充実を図るとともに、各事業部門を管掌等する業務執行取締役が取締役会メンバーとなることにより、迅速な意思決定を行い、かつ、他の事業部門を管掌する業務執行取締役および代表取締役の業務執行状況を相互監督する体制を敷くことで、経営の効率化と経営に対する監督を両立できるものと考え、現状の体制を採用しているものであります。

なお、社外取締役の役割および機能につきましては、企業経営その他、各種の専門的な業務を行ってきた方による深い経験や専門的な視点に基づく、当社経営者に対する監督機能を含めた取締役会における適切なアドバイスを行うことを役割及び機能として期待しているものであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会(平成22年6月29日開催)において、株主総会招集通知を法定の6日前の6月8日に発出しております。
その他	議決権行使の円滑化に資する目的で、当社ホームページへの株主総会招集通知の掲載を行っております。また、株主総会終了後に出席株主に対する今後の展望・方針等の説明を行う会社説明会を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。説明会の内容としては、当社代表取締役社長による決算内容・業績見通しの説明、業界環境説明、中長期の事業戦略説明などです。なお、直近においては本年5月24日に開催しており、30名程度の参加をいただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資者のみならずの当社の理解促進および当社の評価に資するため、決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書および四半期報告書、株主総会の招集通知等の情報に関して当社ホームページに掲載を行っております。なお、IR資料の掲載にかかわるホームページアドレスは(http://www.takano-net.co.jp/ir/)であります。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員およびIR事務連絡責任者は常務取締役大原明夫であり、IR担当部署は、企画室であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムの基本方針

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成18年4月17日開催の取締役会において基本方針の決定を行っております。その決定内容の概要は以下のとおりであり、それぞれ一層の整備に取り組んでおります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを周知徹底させる。

取締役に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の重要な意思決定および報告など取締役の職務執行に関しては、文書の作成、保存および管理に係る文書管理規程を策定する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンスに関する委員会をおき、リスク管理を担当する取締役および部署を定める。また、リスク管理に関する基本的な方針等を含むリスク管理の基本事項を定めた規程を制定する。

各事業部門におけるリスクの管理を行うべく、各事業部門長は定期的にリスク管理状況に関して取締役会に報告を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項について、慎重かつ迅速な意思決定を図るための常勤取締役を構成員とする経営会議を設置し、運用する。

組織の効率的かつ適正な運用を図る目的をもって、決裁基準、職務権限、職務分掌および組織に関する規程を定め、運用する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを全使用人に周知徹底させる。

リスク・コンプライアンスに関する委員会をおき、コンプライアンスを担当する取締役および部署を定め、コンプライアンスに関するプログラムを実施する。

使用人に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(6) 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等のコンプライアンス・リスク管理体制、子会社等管理の担当部署、子会社等の統治に関する事項等に関して定めた管理規程を定める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役よりの要求がある場合、監査役を補助すべき必要な人員を配置する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき人員を配置した場合において、当該使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役会へ報告を行うものとする。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、法令、定款、社会通念に則った企業倫理に違反する行為およびその恐れがあるとき、その他監査役会が報告すべきものとして認めた事項が生じたときは、監査役に報告を行うものとする。

監査役は取締役会および経営会議に出席することができるものとする他、いつでも取締役会および経営会議の議事録を閲覧することができ、決議事項および報告事項の内容を確認することができるものとする。

代表取締役は監査役との定期的な意見交換の機会を持つものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

(1) 基本的な考え方

タカノ株式会社行動指針に、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない」旨、規定しております。

また、以下の旨の基本方針を定めております。

・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たない。また、反社会的勢力が行う不当な要求には毅然とした態度で対応し、拒絶する。

・当社は反社会的勢力および団体に対しては、組織全体として、毅然とした対応を行い、反社会的勢力が行う不当要求に対応する従業員の不安を軽減するとともに、その従業員の安全の確保に務める。

・当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係の構築に務める。

・当社は、反社会的勢力による不当要求が事業上・従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引等は一切行わない。

・当社は反社会的勢力に対して、民事、刑事の両面からの法的対応を行い、刑事事件化を躊躇しない。

(2) 整備状況

・規程の整備

当社では、反社会的勢力による被害防止と当社の法令順守経営に資する目的をもって「反社会的勢力による不当要求防止に関する規程」を定めております。当該規程においては不当要求防止責任者、反社会的勢力対応統括部署、反社会的勢力に関する情報の一元管理体制、外部専門機関との連携、反社会的勢力との取引の禁止、従業員の安全確保体制等について規定しております。

・統括部署および責任者の設置状況

上記規程に従い、不当要求防止責任者、反社会的勢力対応統括部署を定めております。

不当要求防止責任者は反社会的勢力または反社会的勢力の疑いあるものとの取引を中止させることができることとなっているほか、従業員の安全確保について適宜の対応をとることとしております。

反社会的勢力対応統括部署は反社会的勢力等に関する情報の一元管理を行うほか、外部専門機関との連携等を行うこととしております。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

特段の買収防衛策は導入しておらず、会社法施行規則第127条に定める基本方針に関しても決定は行っておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

